

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の背景と目的

鳥羽市では、2008年1月に「鳥羽市観光基本計画」(以下、「第1次観光基本計画」)、2015年3月に「第2次鳥羽市観光基本計画」(以下、「第2次観光基本計画」)をそれぞれ策定し、観光振興に取り組んできました。

2016～2025年度を計画期間とする第2次観光基本計画では、目標像を『国際的な滞在拠点を目指した「鳥羽うみ文化の継承と創造」』と定め、計画に基づいた施策を展開してきました。

第2次観光基本計画の計画期間中には、2020年からの世界的な新型コロナウイルスの大流行に伴い旅行者は激減し、鳥羽市に限らず観光地や観光産業は大きな打撃を受けました。その後、旅行者数は急激に回復し、2024年には、日本人の旅行消費額(約25.1兆円)、訪日外国人の旅行者数、消費額(約3,687万人/約8.1兆円)がいずれも過去最高を記録しています。

また、2019年1月より国際観光旅客税(出国税)が導入されたほか、国内各地の自治体で宿泊税をはじめとする観光財源への注目が高まっており、鳥羽市においても2026年4月より宿泊税が導入されます。

このような時代の変化に対応した観光振興の取り組みが求められており、その財源として宿泊税の活用が期待されています。

この度、第2次観光基本計画が2025年度で満了を迎えることから、新たに「第3次鳥羽市観光基本計画」(以下、「第3次観光基本計画」)を策定します。

第3次観光基本計画は、対象地域を鳥羽市内全地域とし、鳥羽市の観光が将来進むべき方向性を示す羅針盤として位置付けます。市内の観光関係者で計画の目標を共有し、地域一丸となってそれぞれの役割を果たすことで、目標の実現を目指します。

2. 計画期間と体系

第3次観光基本計画は、2026～2035年度までの10年間を計画期間とします。

また、計画の推進にあたっては、社会情勢の変化などに対応しながら施策に取り組む必要があることから、計画期間の10年間を前期(3年間)・中期(3年間)・後期(4年間)の3つの期間に分け、それぞれの期間ごとに、具体的な施策を整理した実行計画として「アクションプログラム(AP)」を別途策定します。

計画期間

2026(令和8)年度～2035(令和17)年度【10年間】

